

栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業 設計施工一括発注 特記仕様書

第1章 総則

第1 目的

本仕様書は、栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計及び施工業務について、その業務内容、実施方法及び履行条件を定めるものである。

本事業は、既存建物の減築を前提として半屋内型多目的広場を整備し、地域住民の日常利用、市民活動、地域交流及び都市活動が自然に重なり合う公共空間の形成を図ることを目的とする。

選定事業者は、本仕様書、基本方針書、プロポーザル実施要領、技術提案書及び契約図書の内容を十分理解し、本事業の趣旨を踏まえて適切に業務を実施しなければならない。

第2 適用図書

本事業は、次に掲げる図書に基づき実施するものとする。

- 1 基本方針書
- 2 プロポーザル実施要領
- 3 技術提案書
- 4 契約書及び協定書
- 5 本仕様書

これらの図書の内容に相違がある場合は、発注者の指示によるものとする。

第3 関係法令等の遵守

選定事業者は、本事業の実施に当たり、建築基準法、建設業法、消防法、労働安全衛生法その他関係法令及び条例を遵守しなければならない。

また、公共建築工事標準仕様書、公共建築設備工事標準仕様書その他官庁営繕関係基準を適切に適用するものとする。

法令等の改正があった場合は、その内容を確認し、必要に応じて設計及び施工内容へ反映させること。

第4 協議事項及び契約の変更

本仕様書に定めのない事項又は本事業の遂行に当たって疑義が生じた場合は、発注者及び選定事業者が協議し、これを決定するものとする。

また、事業の進捗に伴い、契約締結時には予見困難な状況の変化又は事象が発生した場合には、直ちに発注者へ報告し、その対応策について協議するものとする。当該事象が公募時の

発注者提示条件との不一致や客観的な状況変化に該当すると認められる場合は、速やかに契約変更の協議を行い、発注者と選定事業者の責任分担及び費用負担を明確にしたうえで、必要に応じて契約額又は工期の変更を行うものとする。

第2章 業務概要

第1 業務範囲

本事業は設計施工一括方式（DB方式）により実施するものとし、選定事業者は次の業務を一体的に実施するものとする。

- ① 既存建物調査業務
- ② 実施設計業務
- ③ 各種申請・協議業務
- ④ 既存建物減築工事
- ⑤ 施設整備工事
- ⑥ ポケットパーク整備工事
- ⑦ 工事監理業務
- ⑧ 完成図書作成及び引渡し業務

設計段階においては、施工性、経済性、維持管理性及び安全性を総合的に検討し、設計と施工の連携による合理的な事業実施を図ること。

第3章 業務実施体制

第1 実施体制

選定事業者は、本事業を適切に実施するため、設計及び施工の双方に対応可能な体制を確保しなければならない。

施工業務を担当する者は建設業法に基づく建築一式工事の建設業許可を有するものとし、主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

また、設計業務及び施工業務の連携を図り、合理的かつ効率的な事業実施を行うこと。

第2 技術者配置

選定事業者は、本業務の実施に当たり、総括責任者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとする。

総括責任者は本業務全体を統括し、設計及び施工の調整並びに工程管理を行うものとする。

照査技術者は設計内容及び施工計画の妥当性について技術的確認を行うものとし、総括責任者との兼任は認めない。

担当技術者は総括責任者の指示のもと各業務を適切に実施するものとする。

第4章 設計業務

第1 実施設計

選定事業者は、基本方針書、技術提案書及び関係法令等を踏まえ、本事業の目的及び整備方針を十分に理解したうえで実施設計を実施するものとする。

実施設計に当たっては、施工性、経済性、維持管理性及び安全性を総合的に考慮し、合理的かつ実現性の高い設計とすること。

また、既存建物の減築を前提とする計画であることを踏まえ、構造安全性及び耐震性能を確保するとともに、既存部分との整合を十分に検討するものとする。設計内容については、必要に応じて監督職員と協議を行い、発注者の意向及び関係機関協議結果を適切に反映させること。

また、設計段階においては、必要に応じて地域説明、意見交換等に協力するものとする。

第2 設計図書提出

選定事業者は、実施設計完了後、設計図書一式を監督職員へ提出し、その内容について確認を受けるものとする。

設計図書には次の図書を含めるものとする。

- ・ 設計図
- ・ 特記仕様書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備設計図
- ・ 工事費内訳書
- ・ その他必要な資料

監督職員による確認後に工事着手するものとする。

なお、設計内容に変更が生じる場合は、事前に監督職員と協議し、承認を得るものとする。

第5章 施工管理

第1 施工計画書

選定事業者は工事着手前に施工計画書を作成し、監督職員の確認を受けなければならない。

施工計画書には工程計画、施工方法、仮設計画、安全管理計画、品質管理計画及び周辺環境対策を含めるものとする。

第2 工程管理

選定事業者は、工事着手前に詳細工程表を作成し、監督職員の確認を受けるものとする。工事期間中は、工程の進捗状況を適切に管理し、工程会議等を開催すること。

工程遅延の恐れが生じた場合は、速やかに是正計画を作成し、監督職員と協議のうえ適切に対応するものとする。

第3 安全管理

選定事業者は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全管理体制を確保するものとする。

また、工事に伴う事故の防止及び第三者災害の防止に努めるとともに、必要な安全対策を講じること。

特に、周辺住民及び歩行者動線への影響を最小限とするため、仮囲い、仮設通路、安全表示等を適切に設置するものとする。

第4 品質管理

選定事業者は、工事の品質確保を図るため、品質管理計画を策定し、適切な品質管理を実施するものとする。

品質管理に当たっては、材料検査、施工検査及び各種試験等を実施し、その結果を記録し整理すること。

また、主要構造部及び重要設備については、施工記録、試験結果及び写真等を適切に整理し、必要に応じて監督職員に提出するものとする。

第5 材料承諾

選定事業者は、工事に使用する主要材料及び設備について、材料承諾書を作成し、監督職員の承認を受けるものとする。

材料承諾書には、材料仕様、製品カタログ、性能証明資料、試験成績書等を添付し、設計図書及び基本方針書に適合することを確認できる内容とすること。

また、材料の変更が生じる場合は、事前に監督職員と協議し、承認を得たうえで使用するものとする。

第6 工事監理

選定事業者は、設計者による工事監理を実施し、設計図書及び基本方針書に基づき、施工状況の確認及び品質確保を行うものとする。

工事監理に当たっては、施工内容が設計図書と整合していることを確認し、必要に応じて是正指示を行うこと。

また、工事監理に係る記録を作成し、監督職員の求めに応じて提出するものとする。

第7 設計段階確認

選定事業者は、実施設計完了後、設計図書一式を監督職員へ提出し、内容確認を受けるものとする。

設計図書には、設計図、仕様書、構造計算書、設備設計図及び工事費内訳書等を含めるものとする。設計図書の確認後に工事着手するものとする。

第8 施工段階確認

選定事業者は、施工の主要工程において監督職員の確認を受けるものとする。

確認対象となる工程については、事前に監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第9 不可視部分確認

施工後に確認が困難となる部分については、施工前に監督職員の確認を受けるものとする。

確認対象となる部分については、施工写真等により記録を行い、適切に整理するものとする。

第10 契約検査課による現場確認

発注者が必要と認めた場合は、契約検査課による現場確認を実施するものとする。

選定事業者は現場確認に必要な図書、資料及び施工記録等を提出するとともに、必要な説明を行うものとする。

また、指摘事項があった場合は、速やかに是正措置を講じ、その結果を報告するものとする。

第11 完成検査

工事完了後、発注者の完成検査を受けるものとする。

選定事業者は完成検査に必要な図書及び資料を提出し、検査に協力するものとする。

また、検査において指摘事項があった場合は、速やかに是正措置を講じるものとする。

第12 成果品

選定事業者は次の成果品を作成し、発注者へ提出するものとする。

- ・ 完成図書
- ・ 竣工図
- ・ 設備仕様書
- ・ 工事写真
- ・ 検査記録
- ・ 保守管理資料
- ・ 電子データ

成果品は、将来の維持管理及び施設運用に支障が生じないよう整理するものとする。

第13 技術提案内容の履行

選定事業者は、プロポーザルにおいて提出した技術提案書の内容について履行義務を負うものとする。

ただし、発注者が必要と認めた場合は、協議のうえ変更できるものとする。

第14 引渡し

完成検査合格後、選定事業者は施設及び成果品一式を発注者に引き渡すものとする。

引渡しに当たっては、施設の使用法、設備の操作方法及び維持管理方法について必要な説明を行うものとする。